平成２１年（フ）第３８０号
堺市西区浜寺石津町東３丁６番13―405号
債務者　柴田　正彦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
大阪府高石市西取石１丁目６番２―202号
債務者　中川　深幸
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８６号
堺市堺区桜之町東１丁３番11号、住民票上の住所大阪市住之江区北加賀屋５丁目５番44―316号
債務者　園山あゆみ（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
大阪府南河内郡太子町大字春日159番地の１、前住所大阪府富田林市梅の里２丁目30番21号
債務者　木村立太郎
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７２号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地13棟405号
債務者　森田　　彰
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７５号
堺市北区金岡町60　大阪府営大泉緑地内　自立支援センターおおいずみ、住民票上の住所堺市東区白鷺町１丁25番３―306号
債務者　須貝　聖司
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７８４号
堺市美原区阿弥23番地４
債務者　坂口　照美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８３０号
堺市西区上野芝町２丁６番30―303号
債務者　タカ工業こと　夏井　隆之
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８３３号
堺市西区鳳北町９丁520番地１―709号
債務者　上村　映治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７５号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地13棟405号
債務者　森田　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９８号
大阪府富田林市緑ケ丘町１番２―409号
債務者　竹内　順子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
香川県観音寺市観音寺町甲2309番地５
債務者　横田　泰久
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第４２号
福岡県行橋市東大橋５丁目10番20号
債務者　川端　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
福岡県行橋市大字草野466番地８
債務者　木村　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
福岡県行橋市大字津留144番地１プレジールフラワーＥ棟201号
債務者　村上　可久
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
沖縄県うるま市字宮里264番地４　コーポ礼３―Ｃ
債務者　野原　尚子（旧姓冨着）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第６１号
兵庫県加東市南山３丁目８番地１―５
債務者　朝井　裕介
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
神戸地方裁判所社支部